

2025年2月12日  
損害保険ジャパン株式会社

## 学校等への「受験料返還サポート保険（インフルエンザ罹患時用）」の提供を開始

損害保険ジャパン株式会社（代表取締役社長：石川 耕治、以下「損保ジャパン」）は、インフルエンザと診断され受験できなかった受験生の経済的な負担を軽減する「受験料返還サポート保険（インフルエンザ罹患時用）」の提供を、2025年2月から開始します。

### 1. 商品開発の背景・目的

例年受験シーズンに流行するインフルエンザは、受験生の不安のひとつとなっています。入学試験の直前にインフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法施行規則に基づき、原則、発熱後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで受験できません。

インフルエンザへの罹患により受験できなかった場合、振替試験や追試験などの特別措置を設けている学校等もありますが、他の受験日程と重なってしまうなど、救済とまらないケースも発生します。

また、学校等においてより良い受験環境を提供することは、受験者数を増やすためにも重要な施策のひとつであり、実際にインフルエンザによる受験料返還制度を設け、差別化している学校等も存在します。一方、インフルエンザの流行状況により返還する受験料に大きな変動が発生してしまうことから、財源の確保が難しく、制度の導入ができない場合もあります。

損保ジャパンは、受験生や受験生の家族が持つインフルエンザに対する不安を軽減するため、2025年2月から、学校等を契約者（被保険者）とする「受験料返還サポート保険（インフルエンザ罹患時用）」の提供を開始します。本商品の提供を通じて、インフルエンザと診断され受験できなかった受験生への受験料返還制度の導入を支援し、本制度の普及に貢献することで、受験生の安心をサポートしていきます。

### 2. 「受験料返還サポート保険（インフルエンザ罹患時用）」の概要

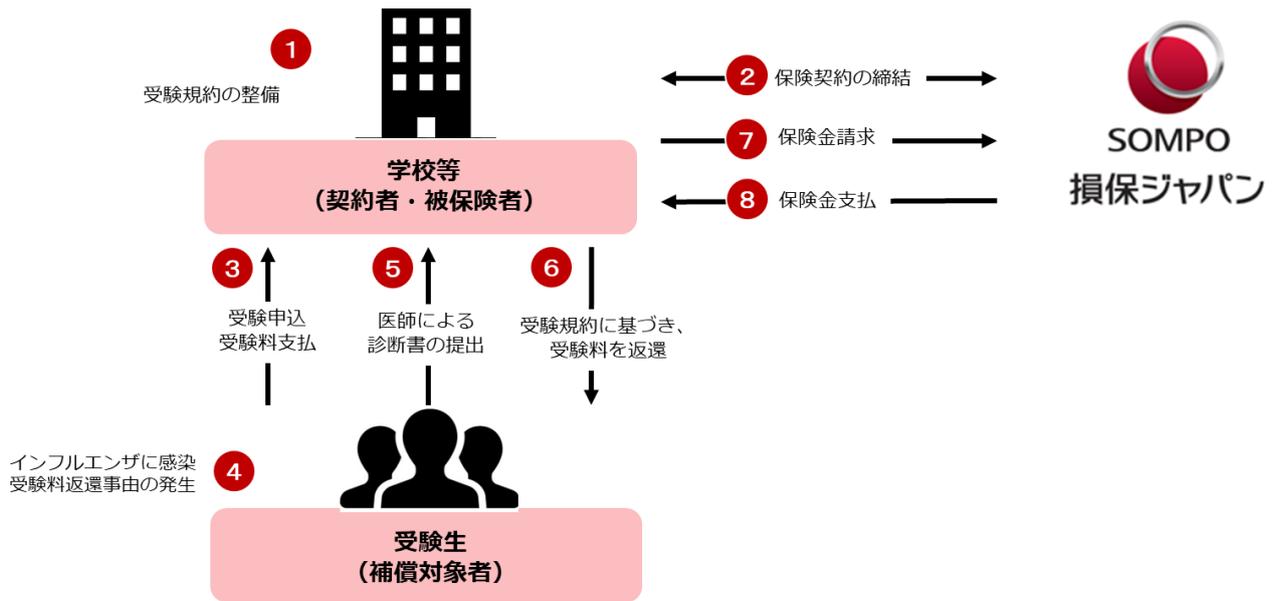
#### (1) 商品の概要

学校等を契約者（被保険者）とし、学校等があらかじめ定めた受験規約に基づき、インフルエンザと診断され受験できなかった受験生に対して返還する受験料を保険金として、損保ジャパンが学校等へお支払いします。

契約者・被保険者	学校等
補償対象者	受験生
補償内容	インフルエンザと診断され受験できなかった受験生に受験料を返還した場合、学校等が被った損害を補償する

（注1）契約者ごとに、個別に保険を設計するオーダーメイド式の契約です。

（注2）保険料は、契約者（被保険者）である学校等が負担します。



## (2) 販売開始時期

2025年2月12日（2025年4月1日以降の保険始期契約から）

## 3. 今後について

損保ジャパンは、「“安心・安全・健康”であふれる未来へ」という「SOMPOのパーパス」実現に向けて、お客さまを取り巻くさまざまなリスクや不安・社会課題の解決に貢献する商品・サービスをこれからも開発していきます。

以上